

平成 22 年度「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」等に関する、以下の業務における実施状況等の内容

- 西企画第 146 号（平成 14 年 11 月 22 日）により申請した「地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に係る業務
- 西企画第 86 号（平成 15 年 8 月 8 日）により申請した「法人向け I P 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 西企画第 87 号（平成 15 年 8 月 8 日）により申請した「固定電話発着 I P 電話着の県間伝送料金設定」に係る業務
- 西企画第 196 号（平成 16 年 1 月 28 日）により申請した「固定電話発着 I P 電話着の県間伝送料金設定」に係る業務
- 西企画第 17 号（平成 16 年 4 月 28 日）により申請した「集合住宅向け I P 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 西企画第 173 号（平成 16 年 11 月 9 日）により申請した「戸建て住宅向け I P 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 西企画第 62 号（平成 18 年 6 月 29 日）により申請した「兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域－異行政区域間におけるイーサネットインターフェイス形式の回線サービスの提供」に係る業務
- 西企画第 89 号（平成 18 年 9 月 1 日）により申請した「地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定」に係る業務
- 西企画第 89 号（平成 19 年 10 月 25 日）により申請した「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 西企画第 90 号（平成 19 年 10 月 25 日）により申請した「次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 西企画第 91 号（平成 19 年 10 月 25 日）により申請した「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 西企営第 92 号（平成 22 年 9 月 13 日）により申請した「行政区域－異行政区域間における映像通信網サービスの提供」に係る業務

1. ネットワークのオープン化

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「I P 通信網県間区間伝送機能」として、接続約款に定め公表しております。(添付資料 1、2)

また、認可の際付された条件 1 に従い、本業務の実施にあたり、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等については、平成 15 年 2 月に公表し実施しているところですが、平成 22 年度においては、新たに県間中継光ファイバの提供区間を追加し、平成 22 年 11 月に公表しました。(添付資料 3)

なお、他事業者様との協議において、当社が公表している条件以外の新たな接続要望はありませんでした。

(2) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の中継系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「閉門交換機接続ルーティング伝送機能」として、接続約款に定め公表しております。(添付資料 4、5)

なお、認可の際付された条件 1・2 に従い、以下の措置を講じております。

① 他事業者設備のコロケーション手続きとの同等性の確保

本サービスの提供に用いるメディアコンバータ等の設置については、他事業者様設備のコロケーション手続きと同等の手続きを実施することとしております。

なお、その旨は接続約款にも定めております。(添付資料 6)

② 既存の番号ポータビリティの仕組みの活用

利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、他事業者様に提供している既存の番号ポータビリティと同様、接続約款に定める一般番号ポータビリティの仕組みを用いて実施しております。(添付資料 7)

(3) 固定電話発-050 I P 電話着の県間伝送料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の中継系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料 4)

(4) 固定電話発一携帯電話着の県間伝送料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の中継系交換設備及び端末系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「加入者交換機能」、「携帯・自動車電話事業者特殊精算機能」、「加入者交換機回線対応部専用機能」、「加入者交換機回線対応部共用機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料4、8)

(5) 兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域一異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供

本業務は、自ら構築した既存の県間伝送路を利用しており、県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等については、「(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に記載のとおり実施しております。

なお、他事業者様からの新たな要望事項はありませんでした。

(6) 地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の地域IP網を用いて実現しており、そのオープン化措置としては「特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料9)

(7) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定及びイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「関門交換機接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」、「イーサネットフレーム伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料2、4、5、10)

なお、本業務の実施にあたり、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等については、「(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に記載のとおり公表しております。

次世代ネットワークにおけるIPv6インターネット接続の実現方式等については、電気通信事業者様に対し、説明会を実施するとともに、提供機能に係る接続料等を規定する接続約款変更について認可を受け、公表しております。(添付資料11)

(8) 行政区域－異行政区域間における映像通信網サービスの提供

本業務の実施にあたり、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等については、「(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に記載のとおり公表しております。

なお、本サービスに関する設備との接続要望はありませんでした。

2. ネットワーク情報の開示

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

当社の地域 I P 網との接続に関するネットワーク情報の開示について、他事業者様からの新たな要望はありませんでした。

なお、地域 I P 網との接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、従来より接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 1 2）

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、その条件を公表しております。（添付資料 1 3）

(2) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定

他事業者様網との接続に必要な中継系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 1 4）

(3) 固定電話発－050 I P 電話着の県間伝送料金設定

他事業者様網との接続に必要な中継系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 1 5）

(4) 固定電話発－携帯電話着の県間伝送料金設定

他事業者様網との接続に必要な中継系交換設備および端末系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 1 4、1 5）

(5) 兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域－異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供

当社のイーサネットインターフェース形式の回線サービスとの接続に関するネットワーク情報の開示について、他事業者様からの新たな要望はありませんでした。

なお、イーサネットインターフェース形式の回線サービスとの接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、従来より契約約款に定め公表しております。(添付資料16)

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、「(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に記載のとおり公表しております。

(6) 地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定

当社のIPv6通信等の接続に関するネットワーク情報の開示について、他事業者様からの新たな要望はありませんでした。

他事業者様網との接続に必要な収容局ルータのインターフェース条件については、サービス提供開始に際し、新たなインターフェース条件について接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料17)

(7) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定及びイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

本業務の実施にあたっては、接続に必要なインターフェース条件については、接続約款(技術的条件集)ならびにIP通信網サービス、音声利用IP通信網サービス及びLAN型通信網サービスに係る技術参考資料に定め公表しております。(添付資料18、19、20)

(8) 行政区域－異行政区域間における映像通信網サービスの提供

本業務の実施にあたっては、接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、技術参考資料として公表しております。(添付資料21)

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、その条件を公表しております。(添付資料13)

なお、本業務の接続に関するネットワーク情報の開示について、他事業者様からの要望はありませんでした。

3. 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

当該業務と同様の業務を実施する又は実施しようとする際に必要不可欠な情報へのアクセスについて、他事業者様からの新たな要望はありませんでした。

なお、従来より当社の保有する光ファイバ及びコロケーションに関する情報開示を実施しております。(添付資料22)

4. 営業面でのファイアーウォール

平成22年度においては、接続の業務を通じて知り得た情報の目的外利用の防止および電話の業務で取得したお客様情報を他事業者様と競合する業務に関して不適切に流用しないことの方策について、業務改善計画(平成22年2月)を踏まえ、以下の取組みを実施しております。

- ・ 顧客情報管理システム端末における他事業者様情報の閲覧について、原則、営業部門における閲覧を不可とし、当該閲覧が業務上必要な範囲にとどまるようシステム改修を実施しました。(平成22年5月)
- ・ お客様情報及び他事業者様情報の目的外利用禁止など、法令等の遵守が徹底される体制の構築を目的に、情報セキュリティ推進部を設置しました。(平成22年4月)
- ・ 営業部門において他事業者様情報を取り扱わない体制を構築するため、営業部門内の組織で実施している他事業者様情報を取り扱う受注等処理業務について、設備部門へ業務を移管しました。(平成22年5月)
- ・ 他事業者様情報の取扱いが業務上必要な範囲にとどまるよう、他事業者様情報の取扱いに関する規定の一層の充実を行いました。(平成22年4月)(添付資料23)
- ・ 地域子会社等への業務委託に関する契約等に他事業者様情報の取り扱いに関する規定を盛り込み、地域子会社等での管理体制を強化しました。(平成22年5月)
- ・ NTT西日本グループにおける全社員・契約社員・派遣社員等を対象に他事業者様情報及びお客様情報等の適正な利用等を内容とする対面研修、情報セキュリティ及び公正競争条件の確保に関するWeb研修の取組みを実施しました。(平成22年7月～9月)(添付資料24)
- ・ 顧客情報管理システム閲覧の監査ログチェックの毎月点検を実施した結果、業務上不必要な閲覧を実施している事例は無く、問題ないことを確認

しました。(平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月)

- ・ 自主点検については、従来から実施しているお客様情報に関する毎日点検、四半期点検に加え、新たに毎月点検と年 1 回の N T T 西日本グループ会社間でのクロス点検を追加するとともに、他事業者情報に関する点検項目を追加し、実施した結果、問題ないことを確認しました。(平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月)

また、当該業務と既存のサービスとのバンドルサービスの提供を行う際は公正競争を阻害しないよう措置を講ずる考えです。

5. 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）及び収支状況

当該業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内業務と会計を分計しており、当該業務との間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行っております。(添付資料 2 5)

当該業務に関する平成 22 年度の収支状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

業務	営業収益	営業費用	営業利益
(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化	6,477	1,776	4,670
(2) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定	9,405	7,636	1,768
(3) 固定電話発 - 050 I P 電話着の県間伝送料金設定	526	417	109
(4) 固定電話発 - 携帯電話着の県間伝送料金設定	1,367	606	761
(5) 地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定	204	189	15
(6) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定	1,152	3,640	▲2,488

(7) 次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定	1,824	4,678	▲2,853
(8) イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定	1,147	3,074	▲1,927
(9) 行政区域－異行政区域間における映像通信網サービス	0	2	▲2

なお、当該業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要する費用を除く）の合計額を上回るよう設定しております。

6. 関連事業者の公平な取扱い

(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

他事業者様との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。（添付資料1、2）

なお、平成22年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(2) IP電話サービスの県間伝送等料金設定

他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。（添付資料4、5）

なお、平成22年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(3) 固定電話発－050 IP電話着の県間伝送料金設定

他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。（添付資料5）

(4) 固定電話発－携帯電話着の県間伝送料金設定

他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。（添付資料5、8）

(5) 兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域－異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供

本業務の実施に係る県間伝送路の構築については、当社自ら実施するものであり、関連事業者を取扱う機会はありませんでした。

なお、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る関連事業者の取扱いについては、「1. ネットワークのオープン化」等に記載のとおり、公平性・透明性を確保しております。

(6) 地域 IP 網経由のエンドユーザ間 IP v 6 通信に係る料金設定

他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 9)

なお、平成 22 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(7) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用した IP 電話サービスの県間役務提供・料金設定及びイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

他事業者様との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 2、4、5、10)

なお、平成 22 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

また、東日本電信電話株式会社とは別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業は行っておりません。

(8) 行政区域－異行政区域間における映像通信網サービス

本業務の実施に係る県間伝送路の構築については、当社自ら実施するものであり、関連事業者を取扱う機会はありませんでした。

なお、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る関連事業者の取扱いについては、「1. ネットワークのオープン化」等に記載のとおり、公平性・透明性を確保しております。

7. 利用状況

本業務に関する平成22年度末現在の契約数等の状況は以下のとおりです。

(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

	フレッツ・オフィス ワイド 128	フレッツ・オフィス ワイド 1500	フレッツ・オフィス ワイド ATM
契約数	22	48	2

	フレッツ・オフィス ワイド イーサネット	フレッツ・オフィス ワイド ギガビットイーサ
契約数	267	42

	フレッツ・オフィス (サーバ持込型)	
	10MB/s	100MB/s
契約数	2	0

	フレッツ・ グループ	フレッツ・ v6キャスト
契約数	68,335	24

	IP通信網県間区間伝送機能		県間中継光ファイバの提供
契約数	62	芯線数	180

(注1) フレッツ・オフィス(サーバ持込型)、フレッツ・グループ、フレッツ・v6キャストの各サービスについては、県内・県間利用の区分はありません。

(注2) フレッツ・オフィスワイドの品目別の詳細については(添付資料26)のとおりです。

(注3) IP通信網県間区間伝送機能については、地域IP網、次世代ネットワークに接続する総数です。

(2) IP電話サービスの県間伝送等料金設定

平成22年4月1日～平成23年3月31日

	通信回数(千回)	通信量(千時間)	平均通信量(秒)
利用状況	626,482	27,563	158

(3) 固定電話発—050 I P 電話着の県間伝送料金設定

平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

	通信回数 (千回)	通信量 (千時間)	平均通信量 (秒)
利用状況	67,627	3,101	165

(4) 固定電話発—携帯電話着の県間伝送料金設定

平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

	通信回数 (千回)	通信量 (千時間)	平均通信量 (秒)
利用状況	41,090	1,378	121

(5) 兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域—異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供

兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域—異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスについては、平成 22 年度末現在、兵庫県様にご利用いただいております。

(6) 地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定

	フレッツ・光プレミアム、フレッツ・v6 アプリ
契約数	4,132 千

(7) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定

	フレッツ・VPNゲート	フレッツ・VPNワイド
契約数	30	19,685

	フレッツ・キャスト	
	ベストエフォート型	帯域確保型
契約数	8	0

	地上デジタル放送 I P 再送信 事業者向けサービス
契約数	10

	フレッツ・ソフト配信サービス
契約数	17

(注) フレッツ・VPNゲート、フレッツ・VPNワイド、フレッツ・キャスト、地上デジタル放送IP再送信事業者向けサービス、フレッツ・ソフト配信サービスの各サービスについては、県内・県間利用の区分はありません。

(8) 次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定

平成22年4月1日～平成23年3月31日

	通信回数(千回)	通信量(千時間)	平均通信量(秒)
利用状況	128,776	5,420	152

(9) イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

	ビジネスイーサワイド
契約数	235

(注) ビジネスイーサワイドについては、県内通信のみを行う契約数も含んでいます。

(10) 行政区域－異行政区域間における映像通信網サービス

	第1種映像伝送サービス	フレッツ・テレビ
契約数	1	863

以上

添付資料一覧

添付資料No.	資料項目	
1	「地域IP網と他事業者網との接続に関する条件」関連接続約款規定（抜粋）（特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能関連）	Pdf
2	「IP通信網県間区間伝送機能」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
3	光信号県間中継回線（県間中継光ファイバ）との相互接続の手続きについて－提供区間の追加に係る接続の手続きについて－（平成22年11月15日）	※
4	「中継系交換機能」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
5	「音声利用IP通信網サービス」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
6	「コロケーション」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
7	「一般番号ポータビリティ実現機能」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
8	「端末系交換機能」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
9	「地域IP網と他事業者網との接続に関する条件」関連接続約款規定（抜粋）（特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能関連）	Pdf
10	「次世代ネットワークと他事業者網との接続に関する接続条件」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
11 ①	説明会資料－IPv6インターネット接続トンネル方式に係るご説明（平成22年4月）	※
11 ②	説明会資料－IPv6インターネット接続トンネル方式の概要について（平成22年6月）	※
11 ③	説明会資料－IPv6インターネット接続「トンネル方式」について～費用・手続き編～（平成22年6月）	※
11 ④	説明会資料－IPv6インターネット接続トンネル方式の技術条件について（平成22年6月）	※
12	「地域IP網との接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	Pdf
13	「県間中継光ファイバとの接続に必要なインタフェース条件」接続協定規定（抜粋）	Pdf
14	「他事業者網との接続に必要な中継交換設備インタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	Pdf
15	「他事業者網との接続に必要な端末交換設備インタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	Pdf
16	「インターネット形式の回線サービスとの接続に必要なインタフェース条件」専用サービス契約約款（抜粋）	Pdf
17	「IPv6での接続に必要な収容局ルータインタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	Pdf
18	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）（IP通信網）	Pdf

19	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」接続 約款技術的条件集（抜粋）（LAN型通信網）	Pdf
20 ①	技術参考資料 IP通信網サービスのインタフェース <光初編> 第9版	Pdf
20 ②	技術参考資料 音声利用IP通信網サービスのインタフェース <第2種サービス タイプ2> 第6.0版	Pdf
20 ③	技術参考資料 LAN型通信網サービスのインタフェース <ビジネスサイド編> 第3.1版	Pdf
21	技術参考資料 フレッツ・テレビ伝送サービスのインタフェース 第1版	Pdf
22	コロケーション、光ファイバに関する情報開示の対応状況	Pdf
23	「他事業者情報等の適正利用に関する規程」概要	※
24 ①	社員向けパンフレット「お客様情報保護運用ガイド」	※
24 ②	社員向けパンフレット「公正競争条件確保に向けた情報の適正な取 り扱いについて」	※
25	費用（収益）項目別一覧	※
26	フレッツ・オフィス ワイド契約状況（品目別詳細）	Pdf

※ 資料3、11①～④、23、24①～②、25については、経営上の秘密に属する情報、または公開に馴染まない社内文書・規程類等を含むことから、公表を差し控えさせていただきます。